

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月18日

分任支出負担行為担当官

那覇航空交通管制部長 木村 正 博



1 工事概要

- (1) 工事名 那覇航空交通管制部機械棟空調和設備改修工事
- (2) 工事場所 那覇航空交通管制部
沖縄県那覇市鏡水334
- (3) 工事内容 那覇航空交通管制部機械棟において、空調和設備を設置するものである。

(4) 工期 平成22年9月30日 まで

(5) 入札方法

- 1) 本件は、資料の提出・入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札によりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- 2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21・22年度国土交通省一般(指名)競争参加資格「管工事業」のB等級に格付けされ、航空局に登録されているもの(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 次に掲げる施工実績(施工中のものは除く)を有すること。
元請けとして平成7年度以降に完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績(工事成績評定点が65点未満を除く。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)
 - a) 延べ床面積300㎡以上の建築物における空調和設備工事(ただし、増築、改修の場合はその対象面積が300㎡以上)
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 1級又は2級管工事施工管理士若しくは同等以上の資格を有する者。
 - ② 平成7年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が国土交通省航空局または、地方航空局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満であるものを除く。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付空経第386号。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 施工計画が適正であること。
課題：安全管理、工程管理に関する技術的所見が適正であること。
- (8) 国土交通省航空局または地方航空局が発注した工事のうち、平成20年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 沖縄本島内に建設業法の許可に基づく本社(本店)、支店、又は営業所が存在すること。
- (12) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水334 那覇航空交通管制部会計課 電話098-858-7157
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
平成22年6月18日(金)から平成22年6月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間
上記3(1)に同じ 無償にて貸与する。
- (3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法
平成22年6月28日(月)午後5時まで
電子入札システムにより、提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、那覇航空交通管制部会計課に持参、郵送(宅配便含む。)書留郵便等により提出期限必着。)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより次に指定する期間に提出すること。なお、紙入札方式により入札に参加する者は開札場所に持参するものとし、郵送、託送または電送(ファクシミリ)による提出は認めない。

入札の締め切りについて

電子入札システムによる場合

平成22年7月14日(水)午後5時まで

紙入札方式による場合

開札日時に持参

開札は、平成22年7月15日(木)10時00分 那覇航空交通管制部 入札室にて行う。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 資料のヒアリングを必要に応じて実施する。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。